

臨床研修病院の指定基準に係る経過措置関係規定

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 (平成14年厚生労働省令第158号) (抜粋)

附 則

- 3 第六条第一項第二号※の規定(同条第二項第一号及び第三項第一号において引用する場合を含む。)は、平成十九年三月三十一日までの間は、適用しない。

※下線部の規定

(指定の基準)

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があった場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならない。(後略)

二 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十九条第一項第一号(注 病院の従業者数の標準)に規定する員数の医師を有していること。

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

(平成15年6月12日厚生労働省医政局長通知) (抜粋)

第三 当面の取扱い

1 趣旨

新たな医師臨床研修制度の実施に向けての体制整備に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性や、あるいは都市部において研修を受ける研修医数が増加し、地方に定着する医師数の減少を惹起する可能性など地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、平成十九年三月三十一日までの間は、臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。

2 受け入れる研修医の数について

受け入れる研修医の数については、第二の5（1）ス（ア）にかかわらず、おおむね、病床数を八で除した数を超えない範囲とすること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、一年次及び二年次の研修医の数を合計したものであること。

3 医師数について

改正省令により、第二の5（1）イ、（2）イ及び（3）イは適用しないものとしたこと。

4 指導医について

指導医の臨床経験については、第二の6（7）アにかかわらず、五年以上とすること。

5 平成十九年四月一日以降の取扱い

2から4までの取扱いについては、平成十九年三月三十一日までの間に、臨床研修の実施状況を把握の上、同年四月一日以降も当該取扱いを継続するか否かを含め、再検討を行うものであること。